

福岡県公報

平成19年8月24日
第2719号

目次

告示(第1585号—第1595号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見の概要(商業・地域経済課)		3
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

告示

福岡県告示第1585号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生324	とくなが子供クリニック	糟屋郡志免町大字南里29-4	19・7・3
粕生323	平田医院	糟屋郡粕屋町大字長者原260-8	19・7・1
粕生325	こころのクリニックゆめ	糟屋郡新宮町美咲2丁目6-7	19・7・20
像生127	上野循環器科・内科医院	宗像市須恵308	19・7・1
古生52	医療法人豊資会やまびこ診療所	古賀市花見南2丁目7-24	19・7・1
大野生115	医療法人社団扶洋会秦病院	大野城市筒井1丁目3-1	19・6・1
筑紫生137	金子眼科クリニック	筑紫野市原田6丁目11-5	19・7・1
小生95	倉岡外科内科医院	小都市三沢3949-7	19・6・21
久生672	つつみ眼科	久留米市御井旗崎1丁目3-2 厚花ビル1F	19・7・1
久生673	上津中央クリニック	久留米市藤山町1833-1	19・8・1
久生674	ふじもと医院	久留米市合川町81-9	19・8・1
う生36	医療法人平田外科診療所	うきは市吉井町1309-2	19・7・1
大生430	辻クリニック	大牟田市藤田町354-1	19・7・1
直生139	くきた小児科内科クリニック	直方市大字植木1007	19・8・1
田川167	医療法人弓削クリニック	田川市平松町9-39	19・7・1
粕生薬120	株式会社箱崎薬局久山店	糟屋郡久山町大字久原3539-1	19・7・1
粕生薬121	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-5 プラザ井上201号	19・8・1
宰生薬33	ララ薬局太宰府店	太宰府市大字大佐野100-10	19・7・1
宰生薬34	観世調剤薬局	太宰府市観世音寺1丁目4-31	19・7・2
久生薬216	きりん薬局上津店	久留米市藤山町1833-8	19・8・1
久生薬217	えだみつ薬局	久留米市合川町322-1	19・8・1
直生薬79	山部調剤薬局	直方市大字山部1419-14	19・8・1

久生訪19	訪問看護ステーションクローバ-	久留米市梅満町1204 - 6	19・7・1
-------	-----------------	-----------------	--------

福岡県告示第1586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生80	平田医院	糟屋郡粕屋町大字長者原260 - 8	19・6・30
像生106	上野循環器科・内科医院	宗像市須恵308	19・6・30
大野生5	秦病院	大野城市筒井1丁目3 - 1	19・5・31
う生17	平田外科診療所	うきは市吉井町1309	19・6・30
大生389	辻クリニック	大牟田市藤田町354 - 1	19・6・30
田生117	弓削クリニック	田川市平松町9 - 39	19・6・30
八女生66	坂田医院	八女市吉田170 - 2	19・6・30
小生25	倉岡外科内科医院	小郡市三沢3949 - 7	19・6・20
み生歯1	河野歯科診療所	みやま市瀬高町小川83	19・7・12
豊生歯23	辛島歯科医院	豊前市大字宇島1	19・7・4

福岡県告示第1587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
朝生106	東峰村立歯科・内科診療所	東峰村立鼓診療所	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3784 - 1	19・6・21
う生22	医療法人澁江整形外科医院	医療法人しのぎき整形外科クリニック	うきは市吉井町612 - 1	19・5・7

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
豊生歯42	郡司掛歯科医院	豊前市大字八屋2534 - 16	豊前市大字吉木449	19・7・1
遠生薬37	ヤスダ調剤薬局	遠賀郡岡垣町中央台3丁目1 - 1	遠賀郡岡垣町中央台3丁目2 - 22	19・7・1

福岡県告示第1588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ10	山口隆秀（訪問マッサージ心）	直方市古町11 - 25	19・7・15
筑紫生マ6	川口昌彦（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	19・6・7
筑紫生マ7	中山慎吾（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	19・6・7
筑紫生マ8	与那覇彩乃（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	19・6・7
筑紫生マ9	寺田貴彦（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	19・6・7

筑紫生マ10	齋藤久和 (株式会社ふれあい在宅マッサージ)	筑紫野市二日市西1丁目13-45 - D202	19・6・7
筑紫生マ11	瀧山幸司 (株式会社ふれあい在宅マッサージ)	筑紫野市二日市西1丁目13-45 - D202	19・6・7
直生柔15	角田慈佑 (すみだ整骨院)	直方市大字感田1781-13	19・7・9
直生柔16	安藤隆二 (整骨院長生庵)	直方市新知町6-48	19・7・19
直生柔17	高比良安理 (整骨院長生庵)	直方市新知町6-48	19・7・19
中生柔11	柴田健夫 (和整骨院)	中間市通谷1丁目36-2	19・7・1
筑紫生柔29	秋山慶昭 (はるだ整骨院)	筑紫野市原田8丁目2-6	19・7・25
像生柔26	菊地國夫 (菊地接骨院)	宗像市自由ヶ丘3丁目3-10	19・6・1
前生柔16	新保友美 (のため整骨院)	前原市大字荻浦552-1	19・7・9
古生柔9	森和孝 (もり整骨院)	古賀市中央1丁目6-40-101	19・7・6
粕生柔32	飯尾知久 (飯尾整骨院)	糟屋郡篠栗町大字篠栗4952-3 ルート607C201	19・7・10

福岡県告示第1589号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市中央5丁目4541-157、4541-159、4541-378、4620-1及び4620-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市中央4丁目13-25

安部田 力

福岡県告示第1590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第4項の規定に基づく意見の概要を、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファッションモール筑後店

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山の井670番2 外

2 意見の概要

夜間における各騒音の予測地点での最大値の計算結果が、騒音規制法における夜間の規制基準値を大きく超えており、周辺の地域の生活環境を悪化させるおそれがある。予測地点において規制基準値を超えているものについては、規制基準値以下となるよう適切な対応策を検討すること。

福岡県告示第1591号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成19年8月24日から同年9月7日までの間縦覧に供する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		

柳川市大和町中島1648 - 1 柳川市大和町中島1664 柳川市大和町中島1113	成 清 覚 西 田 登 三 堤 幸 人	大和	大和漁業協同組合
遠賀郡芦屋町西浜町11 - 42 遠賀郡芦屋町西浜町11 - 32 遠賀郡芦屋町西浜町11 - 20	中 西 隆 雄 中 西 茂 中 西 栄 司	芦屋	遠賀漁業協同組合

福岡県告示第1592号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人わはは

- (2) 代表者の氏名
河村 和朋
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区西長住1丁目3番35号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対しての訪問介護事業や障害者福祉作業所の運営事業などを行うとともに、一般市民へ障害ならびに障害者に対する理解を促進することで、すべての人々が互いに理解し合い、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1593号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人地域生活支援センターForza
- (2) 代表者の氏名
重橋 史朗
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区吉塚3丁目9番14号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障害児（者）や高齢者、その家族、その他の支援を必要とする人々に対して、住民参加と相互扶助の精神のもとに、地域に根ざした支援サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1594号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸1123番3から1123番6まで、及び1139番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市武丸1136

眞光寺 代表役員 陣内 祥生

福岡県告示第1595号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 8 月 24 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（第三工区）

飯塚市大字弁分字出口200番 1 の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市長 齋藤 守史

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています